日 調 連 発 第 ８ ３ 号
令 和 ８ 年 ７ 月 ８ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条の3に規定する領収証における
当連合会の名称の記載について（お願い）

標記領収証の様式については、令和7年3月24日付け日調連発第366号をもって通知したとおり、領収証の記載項目に関する細則で定めることとなりましたが、以前は、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則で様式を定めていたことにより、様式中に「日本土地家屋調査士会連合会」の記載があったところ、現在は任意の様式となっていることから、貴会において同領収証の冊子を印刷している場合は、今後、同領収証に当連合会の名称を記載することは控えていただきますようお願いいたします。

なお、当連合会の名称が記載されている同領収証の貴会における在庫及び貴会会員が購入した未使用分については、これらが終了するまで使用して差し支えありません。

また、以前、当連合会が販売を委託していた株式会社丸庄には、今後の販売分からは同領収証の表紙及び用紙に記載されている当連合会の名称を消去するよう連絡していることを申し添えます。

おって、貴会会員が自身で同領収証の様式を作成する場合も、当連合会の名称を記載することは控えていただきますよう貴会会員へ周知のほどよろしくお願いいたします。